

商品テスト室 より

食品表示をチェックしてみよう!

食品のパッケージに記載されている食品表示には、実は多くの重要な情報が書かれています!
ここでは、加工食品の表示ルール的一端をご紹介します!



- 重量の割合が多い順に表示されます。
- 原材料と添加物は/(スラッシュ)などで区別されます。



消費期限(安全に食べられる期限)と賞味期限(おいしく食べられる期限)があります。

保存方法を守って未開封で保存することで、表示された期限まで安全においしく食べられます。

アレルギー表示

- 原材料の表示欄にカッコ書きで「～を含む」と表示されます。
- 食品添加物の場合は「～由来」と表示されます。
- 欄の最後に「一部〇〇を含む」とまとめて表示されることもあります。

名称	洋菓子
原材料名	卵白(卵を含む)、砂糖、バター / 膨張剤、乳化剤(大豆由来)
原料原産地名	国産(卵白)
内容量	50g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	高温多湿及び直射日光を避けて保存してください。
製造者	株式会社〇〇〇〇 名古屋市〇区〇丁目〇-〇

コラム 「ゼロカロリー」や「糖類ゼロ」は本当にゼロ?



100gまたは100mlあたり

- ① カロリー: 5kcal未満⇒「ゼロカロリー」などと表示できる。
 - ② 糖類: 0.5g未満⇒「ノンシュガー」などと表示できる。
- つまり、「〇〇ゼロ」と表示されていても、実はゼロではない商品もあります。「ゼロ」と表示されているからといって大量に摂取することなく、バランスのとれた食生活を心がけましょう。
- ← 中学生の職場訪問で飲料水の糖度測定を実施している様子



名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号
伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678



<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



4月1日から

消費生活相談の

若者向け法律相談を始めます

無料

対象者 名古屋市在住、在勤、在学の若者(18~29歳)

実施方法 弁護士による面接相談

(相談員による相談後、必要に応じて予約実施)

月~金曜日 午後1時30分~午後4時

(祝休日、年末年始を除く)

まずは **052-222-9671** にお電話ください



名古屋市消費生活センター

2020

春号

No.84

くらしのほっと通信

- P2 訪問販売・新しい出会い
- P3 初めてのローン・スマホ決済
- P4 食品表示を見てみよう

新生活スタート応援



春は、進学や就職、転勤などで、新しい生活をスタートさせる季節です。
新生活に起こりやすいトラブルにあわないためのポイントを紹介します。

賃貸住宅契約

部屋探し

- 自分の希望条件を整理し、情報収集を十分に行いましょう
- 必ず現地に行って物件の状況(建物、設備、周辺環境、交通など)を確認しましょう
- 重要事項説明書は、必ずよく読みましょう

契約締結

- 契約書をよく読み、不利な特約がないかなどを確認しましょう
- 契約内容を理解したうえで、慎重に契約しましょう
- 貸主と立会い、部屋を点検・確認(キズ、汚れ、シミ、カビなどをチェック)して、記録・証明になる写真を撮っておきましょう(日付入り)

入居

- 入居中は、注意をもって使用・管理しなければなりません(善管注意義務)
- 設備機器の故障など修理が必要な場合や不具合は、すぐに貸主や管理会社へ連絡しましょう(通知義務)
- 借主の不注意による破損の場合は、借主が修理することになります

退去

- 退去申し出の期日を確認しておきましょう
- 貸主と立会い、入居時の記録や写真を参考にして、修繕の必要な箇所を確認しましょう
- 原状回復費用と、敷金精算・返還の確認をしましょう

※重要事項説明書

- 契約時に必要な費用・設備・特約・契約更新・退去などについて書かれている
- 申込金(申込み証拠金・予約金・内金など)
契約成立前に支払ったお金は「預り金」として扱われ、申込者がキャンセルした時は、宅建業者は返還しなければならない



※原状回復

- 借主の不注意などでつけたキズや汚れを復旧すること
- 敷金
家賃なども金銭債務を担保する目的で、借主から貸主に渡す金銭

4月1日から 消費生活相談窓口の電話番号が統一されます

名古屋市消費生活センターでは、令和2年4月1日から、消費生活相談専用ダイヤルの電話番号を統一します。

消費生活相談

くろーない
052-222-9671

受付時間 月~土曜日 9:00~16:15(祝休日、年末年始を除く)
※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です。
土曜日は電話相談のみで、来所相談は行っておりません。
架空請求、多重債務の相談も受け付けています。

または

消費者ホットライン

い や や
局番なしの**188**

※年末年始を除く毎日
お近くの消費生活相談窓口につながります

